

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

環 境 局	(20年度)						
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置						
<p><第一テーマ>出資団体に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p> <p>I 個別指導事項</p> <p>7 出資団体決算の開示</p> <p>(4)変更登記と決算公告の不備</p> <p>法人の設立準拠法では、法人に関する重要事項を広く社会一般に公示するための登記や公告制度を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人は資産の総額に変更が生じた場合、変更登記しなければならない（民法第46条第2項） ・ 株式会社は定時株主総会の終結後遅滞なく計算書類を公告しなければならない（会社法第440条第1項） <p>現状の問題点</p> <p>【監査の結果】</p> <p>以下の出資団体にて、変更登記ないし決算公告の不備が生じている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出資団体</th> <th style="text-align: center;">不備の内容</th> <th style="text-align: center;">準拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(株)仙台市環境整備公社</td> <td>定款上、公告は官報に掲載すると定められていながら、従来より決算公告がおこなわれていない。</td> <td style="text-align: center;">会 社 法 第 440 条 第 1 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>解決の方向性</p> <p>法令等に準拠して変更登記、決算公告を行うよう、出資団体に対する指導監督を徹底する。</p>	出資団体	不備の内容	準拠規定	(株)仙台市環境整備公社	定款上、公告は官報に掲載すると定められていながら、従来より決算公告がおこなわれていない。	会 社 法 第 440 条 第 1 項	<p style="text-align: center;">第 25 期(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日) 決算より官報で決算公告を行った。</p>
出資団体	不備の内容	準拠規定					
(株)仙台市環境整備公社	定款上、公告は官報に掲載すると定められていながら、従来より決算公告がおこなわれていない。	会 社 法 第 440 条 第 1 項					